

令和6年度
在職者技能向上訓練のご案内

～佐賀県の事業所等で働くみなさまの
更なるスキルアップをお手伝いします～



入づくり
ものづくり
未来づくり

佐賀県が行う在職者技能向上訓練

在職者技能向上訓練は、県内の産業構造の変化や技術の進歩等による業務の変化に対応していくため、企業等において高度な技能及びこれに関する知識を習得していただくための職業訓練です。

効果的な在職者技能向上訓練のための取組として、県内の企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、必要とされる訓練コースをあらかじめ設定して実施するレディメイド訓練や、個々の企業事業主等の具体的なニーズに即した実施方法等により行うオーダーメイド訓練があります。

また、企業等の業務改善や生産性向上等に必要な業務のデジタル化や従業員のIT活用等の習得に資するための訓練も実施しています。

オーダーメイド訓練について

佐賀県立産業技術学院では、県内企業の競争力を高め、持続的な発展に寄与する人材を育成するため、企業が「必要なとき」に、「必要な訓練を受ける」ことができる「オンデマンド型」のオーダーメイド訓練を実施しています。

具体的な内容として、ものづくり分野（機械・金属加工/電気/自動車整備/木工/建築・設計）の技術・技能のスキルアップに特化した訓練に加え、業務のDX（デジタル・トランスフォーメーション）化やGX（グリーン・トランスフォーメーション）推進のための訓練も行っています。特に、業務のデジタル化による企業の働き方改革・業務改善・生産性向上に向けての取り組みにも支援を行っています。

概要

企業や業界団体等のニーズに応じたスキルアップ訓練を実施

開催日や訓練内容をご相談いただいた後、ご要望を踏まえたオリジナルの訓練カリキュラムを作成します。実施にあたっては3名以上の受講者が必要です。

経費

産業技術学院が30万円まで負担

1社当たり年度内1コース限り、30万円を限度（訓練会場の借上料、講師への謝金・交通費等も含む）として経費負担します。

ただし、テキスト代、受講者の交通費・宿泊代・材料代等の実費については事業所負担となります。

期間

6か月間の範囲で30日以内

訓練時間は最低で12時間です。

日程は最短2日間から、トータル30日以内となるよう設定していただけます。（期間は6か月間の範囲）

会場

申込事業所で実施

訓練は基本的に申込事業所で行いますが、最寄りの会場を借り上げて実施することも可能です。

修了証書

受講率80%以上で修了認定

職業能力開発促進法の規定に基づき、訓練時間の80%以上の受講者に対し修了証書を交付します。

■ 留意事項

- ・他の機関で受講可能な研修やイベント的な講演会にはご利用できません。
- ・お申込みは、佐賀県内に事業拠点を有する事業所・団体に限らせていただきます。
- ・なお、以前オーダーメイド訓練を実施されたことがある事業所・団体については、再度、同一の内容ではお受けできない場合があります。

詳しくは、お気軽にお問い合わせください。

■ オーダーメイド訓練

よくある質問

Q.若手社員教育のためにオーダーメイド訓練を利用できますか？

A. これまでに、新人社員に向けた必要な知識・技能の習得やスキルアップを目指すための訓練を受講された企業もあります。従業員の人材育成にもご活用いただけますので、詳しい実施内容等については、お気軽にお問い合わせください。

Q.従業員のマナーアップやお客様対応などの訓練は実施してもらえますか？

A. 在職者技能向上訓練は、企業等において必要かつ高度な技能及びこれに関する知識を習得していただく職業訓練です。ご質問のような訓練は実施していません。

Q.訓練受講を希望する従業員が2名以下の場合、どうしても受講することはできませんか？

A. 自社だけで訓練受講が難しい場合は、業種組合や協会等へご相談されて、その中で同じ訓練ニーズを持つ方が3名以上集まれば、業種組合等が受講する訓練として実施することが可能です。

訓練実施例

- ・Jw-Cadのスキルアップ訓練
- ・木工技能実践訓練(NCルータ)
- ・普通旋盤による部品加工基礎訓練
- ・NC旋盤及びマシニングセンタ操作スキルアップ訓練
- ・自動車整備技術(初級)訓練
- ・電気工事のスキルアップ訓練
- ・建設DXに向けたドローン運用技術向上訓練
- ・事務系職員を対象とした働き方のDX化訓練
- ・デジタイゼーション実現による業務効率化のための実践訓練

など

